

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月二十日奈良県指令建第一〇二―五三三号

平成三十年十月十二日奈良県指令建第一〇二―五三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十月二十三日建第九二八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字秋吉一三一―番八及び一三一―番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市東坊城町九三五番地の一 エスポワール一〇二号

岩上廉

岩上ゆりか

大和高田市大字奥田九二―五七

濱中厳信